

消費者庁における法令適用事前確認手続に関する細則

平成23年7月1日
消費者庁長官決定
最終改正 令和2年12月25日

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）に従い、消費者庁における法令適用事前確認手続に関する細則を次のように制定する。

1 趣旨

本細則は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）に従い、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為に関して、当該行為が特定の消費者庁所管法令の規定の適用対象となるかどうかをあらかじめ確認するための照会に対して、法令の施行を担当する課等の長の職名で回答を行うとともに、当該回答を公表する手続を定めるものとする。

2 定義

この細則において「課等」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 消費者庁組織令（平成21年政令第215号）における課
- ② 課に準ずる組織として総務課長が定めるもの

3 対象

(1) 対象法令（条項）の範囲

消費者庁における本手続の対象となる法令（条項）は、消費者庁が所管する法令の条項のうち、次のいずれかであって1の趣旨に該当するものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務（法定受託事務及び自治事務）に係るものは対象としない。

- ① 当該条項が申請（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号にいう申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- ② 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合
- ③ 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合

(当該条項が届出、登録、確認等の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合を含む。)

(2) 対象法令（条項）の公表

本手続の対象となる法令（条項）及び各法令（条項）を担当する課等については、一覧表を作成し、消費者庁のホームページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表については、法令改正等の事情変更があった場合には、これを随時見直すこととする。

4 照会

(1) 照会窓口

照会窓口は、各法令（条項）を担当する課等とする。具体的には、3(2)の規定に従い消費者庁のホームページで公開した各法令（条項）を担当する課等において法令適用事前確認手続照会書（別紙1）による照会（電子的手法を含む。）を受け付けるものとする。

なお、課等の長は、照会の内容が当該課等の所管する法令（条項）以外に関するものであった場合は、その旨を照会した者に通知することとする。この際、照会を受けた課等の長は、当該照会内容に関する法令（条項）の担当の課等又は担当省庁が明らかな場合はこれを明示することとする。

(2) 照会者等の資格要件

担当の課等の長は、次に掲げる全ての資格要件を備えた民間企業等（以下「照会者」という。）又はその代理人（以下「照会者等」という。）からの照会を照会窓口において受け付けるものとする。

- ① 将来照会者自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示すこと。
- ② 適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。
- ③ 当該法令（条項）の規定の適用対象となるかどうかについて、照会者等の見解及びその結論を導き出す論拠を示していること。
- ④ 照会及び回答内容が公表されることに同意していること。なお、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合に、照会者名が公表されることに同意していること。

なお、課等の長は、上記の資格要件を備えていない照会者等から照会があった場合、資格要件を備えていない旨及び備えていない資格要件の内容を照会者等に通知することとする。

(3) 照会の内容及び回答の内容の公表の遅延

照会者等が照会書に、6に掲げる公表の遅延を希望する理由及び公表可能とする時期を付記している場合、課等の長は速やかにその内容を検討し、遅滞なくその可否を5に掲げる回答期間内に、照会者等に対し通知するものとする。この場合において、課等の長は、5に掲げる回答を行うまでに照会者等が照会の取り下げを検討するための相当の期間を確保できるよう留意することとする。

(4) 照会書の補正

課等の長は、(2)の要件を満たしている照会に関し、本手続の運用上必要な範囲内で、照会者等に対して照会書の補正を求めることができる。この場合において、当該補正に要した期間は、5に掲げる回答期間に含まないものとする。

(5) 照会の取り下げ

課等の長は、5に掲げる回答を行うまでの間に照会者等から照会の取り下げの申出があった場合、5の規定にかかわらず、当該申出に係る照会についての回答は、行わないものとする。この場合において、当該照会については、6の規定は適用しない。

5 回答

(1) 回答期間

課等の長は、照会者等からの照会書が照会窓口に到達してから、30日以内に照会者等に対する回答を行わなければならないものとする。

(2) 回答期間の延長

慎重な判断を要する場合、担当の課等の事務処理能力を超える多数の照会により業務の著しい支障が生じる場合等合理的な理由により、30日以内に回答を行うことができない場合には、課等の長は、照会者等に対して、遅滞なく、その理由及び回答時期の見通しを書面（電子的方法を含む。）により通知しなければならない。

(3) 回答の方式

課等の長は、照会書により記載された事実のみを前提に、照会のあった行為が照会対象法令（条項）の対象となる旨又は対象とならない旨の見解を、課等の長の職名で法令適用事前確認手続回答通知書（別紙2）により回答する。ただし、照会者等が口頭で回答することに同意する場合については、この限りでない。

なお、当該回答は、その根拠となる当該照会対象法令（条項）の解釈を示して行うものとする。

(4) 回答を行わない事案

課等の長は、以下に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課等の長は、照会者等に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を通知することとする。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している場合
- ② 類似の事案が争訟（訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申し立て）の対象となっている場合
- ③ 一般に提供されている逐条解説や一問一答集等により既に明らかにされている等ありふれた事案に関する照会又は既に消費者庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類類似の照会である場合

6 照会及び回答の内容等の公表

(1) 公表内容

照会及び回答の内容は、公表を行うべき時期に達した時は消費者庁のホームページにおいて、原則として、これをそのまま公表するものとする。また、照会者の同意がある場合は、照会者名を公にすることができる。

ただし、照会及び回答の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成10年法律第150号）に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができる。

(2) 公表を行うべき時期

公表は、原則として、回答を行ってから30日以内に行う。ただし、以下に掲げる場合は30日を超えてから公表を行うことができるものとする。

- ① 照会者等が公表の遅延を希望し、照会書に公表の遅延を希望する理由及び公表可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められる場合。ただし、この場合においても課等の長は必ずしも照会者等の希望する時期まで公表を遅延するものではなく、公表を遅延する合理的理由が消失した場合には、公表する旨を照会者等に通知した上で公表することができることとする。
- ② 公益上その他の理由で公表を遅らせる必要がある場合。

附 則

この細則は、決定の日から施行する。

附 則（令和元年消費者庁訓令第5号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和 2 年消費者庁訓令第 15 号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

法令適用事前確認手続照会書

年 月 日

消費者庁〇〇課長 殿

照会者名（法人にあつては代表者の氏名を付記）住所（法人にあつては主たる事務所等の所在地）〒

連絡先

担当者名電話番号電子メールアドレス

（代理人による照会の場合は、上記に加え、これに準じて当該代理人に関する事項を記載すること）

消費者庁における法令適用事前確認手続に関する細則の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

- 1 法令名及び条項
- 2 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為（必要であれば資料の添付ができる）
- 3 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解及び根拠
- 4 公表の遅延の希望（希望する場合のみ）
 - (1) 理由
 - (2) 公表可能時期

法令適用事前確認手続回答通知書

年 月 日

照会者名（代理人による照会の場合は、上記に加え代理人名を付記）

殿

消費者庁〇〇課長

〇年〇月〇日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

記

- 1 照会のあった具体的事実については、照会対象法令（条項）の
対象となる / 対象とならない
- 2 当該事実が照会対象法令の適用対象となる（ならない）ことに関する見解及び根拠